

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収義務者が納入金の納入を近畿2府4県
(大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山) 以
外のゆうちょ銀行・郵便局ではじめて利用され
る場合には、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局を
本市が指定しなければなりませんので右の「指
定通知書」を、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局
名を記載のうえ、事前にそのゆうちょ銀行・郵
便局に提出してください。

き
り
と
り
線

※納入場所を近畿2府4県
以外のゆうちょ銀行・郵
便局とされる場合のみ、
お使いください。

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて
本市の市民税・府民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定
したので通知します。

認可又は承認番号	貯 業2第235号
口 座 番 号	00990-0-960034番
加入者の名称	泉佐野市会計管理者
取りまとめ局	大阪貯金事務センター

年 月 日

店(局)長 殿

大阪府泉佐野市長

